

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第23報）

2020年4月8日（水）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

PNG政府は、4月2日（木）に非常事態宣言を2か月延長したことに伴い、4月7日（火）発効の以下の措置を発表しています。これらは、PNG政府特設ウェブサイト（<https://covid19.info.gov.pg/>）に掲載されていますので、邦人の皆様におかれても、引き続き情報収集に努めて下さい。

1 国際旅行

- （1）警察長官の許可無しには、PNG国民を含め、何人もPNGに入国することは出来ない。
- （2）PNG国民以外の者が飛行機でPNGに戻る場合は、自身の費用負担にて、ポートモレスビー市内の指定ホテルで、検疫を受けなければならない（注：期間については記載なし）。
- （3）検疫期間中（同指定ホテル滞在中）は、緊急医療措置や警察長官の許可がある場合等にのみ、指定された場所を離れることが出来る。
- （4）これら指示に従わない者は、各自の費用負担で強制送還する。

2 国内旅行

- （1）警察長官の書面による許可がある者等以外による、ウェスタン州、西セピック州、東セピック州、及びコロナ感染者の存在が確認された州への出入りを禁止する。
- （2）それらの州を除き、徒歩、車両、船による州境の移動は制限されない。
- （3）ポートモレスビー、マウント・ハーゲン、レイ、マダン、ラバウルの空港における国内便の発着は可能とするが、衛生管理及び社会的距離の制限に従うこと、旅行を必要とする十分な理由（valid reason）があること、渡航許可フォームに記入することが条件。
- （4）25～30人乗り公共交通車両は15人を上限とする。それ以外の車両の乗車人数は、許容乗車人数よりも5人以上少なくなければならない。タクシーは、乗客2名を上限とする。

3 その他

酒類の販売は、非常事態宣言中においては、有効なライセンスを有するホテル、レストラン、主要スーパーマーケット、又はそれらに酒類を販売している卸売業者のみが出来る。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメール

アドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは（国番号 675） 321-1800

E-mail： sceoj@pm.mofa.go.jp

ファックス： 323-0153

国外からは（国番号 675） 323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>

|